



医危第 1101 号
令和 3 年 4 月 22 日

各保健所設置市感染症主管課長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
感染症対策担当課長
(公印省略)

ゴールデンウィーク期間中における医療提供体制の確保に係る協力金
について (依頼)

日ごろから、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となります。

そこで、本県では、5月3日から5月5日までの期間における診療・検査体制を確保するため、同期間に稼働していただいた発熱診療等医療機関に対して、協力金を支給いたします。

各発熱診療等医療機関、公益社団法人神奈川県医師会及び公益社団法人神奈川県病院協会へは、県から周知しているところですが、各団体非会員の方を含めた確実な周知を図るため、別添資料をご活用いただき、各管内の医療機関への電子メールの送付、郵送、ホームページへの掲載等により、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

【添付資料】

- 記者発表資料「ゴールデンウィークの医療提供体制の確保について」

問合せ先
【協力金について (コールセンター)】
(045)285-0712

～ゴールデンウィークの医療提供体制の確保にご協力ください～

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となります。医療機関の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

県は、対象期間（5月3日～5月5日）に発熱患者の診療や新型コロナウイルス感染患者の入院受入れ等にご協力いただいた下記の医療機関を対象に、協力金を支給します。

1 対象期間

令和3年5月3日（月）～令和3年5月5日（水）（3日間）

2 対象医療機関・支給要件等

（1）神奈川県の指定を受けた「発熱診療等医療機関」

【支給要件】 1日あたり合計4時間以上、発熱患者の診療を実施する体制を整備

【支給額】 1日あたり10万円（日数に応じて支給）

○対象期間の診療日・診療時間等について4月27日（火）午前8時までに県に登録をお願いします。（※登録方法は「発熱診療等医療機関」の皆様にもメール又は郵送でご案内します。）

○午前7時から午後11時の間で、合計4時間以上の診療時間を確保してください。

○登録いただいた内容は一般への公表は行いませんが、県や市、保健所、医師会等で共有し、コールセンターや相談窓口での情報提供に活用させていただきます。

○発熱診療等医療機関の指定を受けている医療機関であれば、対象期間の5月3日～5月5日に限り、次の対応を行う場合でも協力金を支給します。（1日あたりの必要時間数や支給額は同様に適用）。

- ・オンライン診療で対応する場合（初診対応を含む）
- ・発熱患者の在宅医療を行う場合

（2）新型コロナウイルス陽性者の入院受入を行う「神奈川モデル認定医療機関」

【支給要件】 対象期間に新たに新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院を受入

【支給額】 入院患者1人あたり20万円（1入院につき1回）

○事前の登録は不要です（実績に応じて支給）。

○疑い患者の入院受入は対象となりませんが、入院後に陽性が判明し、引き続き入院を継続した場合は対象とします。

(3) 後方支援医療機関「神奈川モデル認定医療機関」

【支給要件】 対象期間に新たに他院から新型コロナウイルス感染症回復後の患者の入院を受入

【支給額】 入院患者1人あたり10万円（1入院につき1回）

- 事前の登録は不要です（実績に応じて支給）。
- 神奈川モデル認定医療機関のうち重点医療機関協力病院B④が対象となります。
- 精神科コロナ重点医療機関協力病院で、県の要請に応じてあらかじめ後方支援病床を確保している医療機関も対象となります。

3 協力金の申請について

令和3年5月6日（木）以降、事前に登録いただいた「発熱診療等医療機関」及びすべての神奈川モデル認定医療機関に対し、申請方法等の案内をメール又は郵送でお送りします。

4 その他

- 発熱診療等医療機関と神奈川モデル認定医療機関の双方に認定・指定を受けている医療機関は、(1)と(2)または(3)の協力金の支給を併せて受けることが可能です。
- 今回、新たに「発熱診療等医療機関」の指定を受けたい医療機関は、ゴールデンウィーク協力金の事前登録の締切日時（27日午前8時）に間に合うよう、県に申請を行ってください。（ゴールデンウィーク協力金の対象期間終了後も、引き続き「発熱診療等医療機関」として継続をお願いします。）

【問合せ先】

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

ゴールデンウィーク協力金担当

電話 045-285-0712

～ゴールデンウィークの医療提供体制の確保にご協力ください～

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となります。保険薬局の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

県は、対象期間（5月3日～5月5日）に開局していただいた保険薬局を対象に、協力金を支給します。

1 対象期間

令和3年5月3日（月）～令和3年5月5日（水）（3日間）

2 支給対象等

【支給対象】 県内の保険薬局

【支給要件】 対象期間中のいずれかの日又は3日間において、1日あたり合計4時間以上開局し、調剤を行う体制を整備

【支給額】 開局時間が8時間未満の場合 1日あたり1万5千円
開局時間が8時間以上の場合 1日あたり3万円

3 協力金支給の手続きについて

(1) 提出書類

- ・開局実績等報告書
- ・振込口座の通帳コピー（口座番号、名義人等が記載されているページ）

(2) 提出期間 令和3年5月10日（月）～同年5月21日（金）必着

(3) 提出先

（郵送で提出してください。恐れ入りますが、送料はご負担ください。）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課 GW協力金担当

4 その他

- ゴールデンウィーク中に開局している薬局の一覧を県薬務課ホームページに掲載するため、薬局機能情報登録システムに開局日を登録していただくよう4月23日を期限としてお願いしましたが、4月27日（火）正午までに延長します。
- すでに登録いただいた開局日を変更する場合には、4月27日（火）正午までに、変更登録して下さるようお願いいたします。

問合せ先
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
ゴールデンウィーク協力金担当
電話 045-210-4967
ファクシミリ 045-201-9025